

さいたま市教組新聞

No.220

2015.11.16

【発行者】

さいたま市
教職員組合

048-641-6763

安心して教育活動に専念できる 公正で民主的な人事を！

=2016年度当初人事に関する団体交渉の結果=

市教組は10月8日(木)、2016年度当初人事に関する要求書に基づく団体交渉を市教委と行いました。以下の項目について、以下の回答を得たので連絡します。

記

1 強制的かつ機械的な人事を排し、本人の意思を尊重した、納得と合意に基づいた民主的人事を行うこと。

回答⇒強制的かつ機械的な人事は行わない。教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

2 同一校勤務年数による機械的な人事を行わず、本人及び学校の状況を踏まえて人事を行うこと。また、恣意的な人事異動を排除すること。

回答⇒同一校勤務年数は7年を超える人事についても、機械的に行わず、学校の実態等を考慮して行う。定年まであと1年などの異動についても校長等の意見を聞いて、機械的に行わない。

3 事務職員・栄養職員・養護教諭・特別支援学級担任・特別支援学校教員は異動希望対象校が限定されるため、特段の配慮を

行うこと。

回答⇒配慮を行う。

4 3年以上7年未満に該当する項目について、ブロック名の記入を強制させないこと。異動の意向がない場合、ブロック名が記入されていなくても調書を受け取ること。また、特記事項欄に「異動意向なし」と書かれた場合、それを優先すること。

回答⇒調書を受け取る。また、特記事項欄に「異動意向なし」と書かれた場合、意向として受けとめる。

5 未配置・未補充の絶無を期すること。回答⇒努力している。今後も努力する。

6 単数配置の職種は本採用を配置し、定数内臨採の配置は行わないこと。特別支援学級が1学級設置されている学校の特別支援学級担任は必ず本採用を配置すること。回答⇒学校教育の充実が図れるよう、適材の配置に努める。

7 臨採者で引き続き採用を希望する場合、優先的に採用すること。また、特別支援学級担任等で任用されていた者は、同一校での勤務を保障すること。

回答⇒2年または3年目の継続配置も行ってきている。

8 再任用者の配置については再任用制度の趣旨を尊重し、勤務条件等の詳細を明らかにし、本人の意思を尊重した採用を行うこと。その際、退職年度勤務校への継続配置について、それまでの勤務年数を加算することなく、希望を尊重した実現をはかること。

回答⇒退職し、再任用で新たに配置するものと考えているが、校長からの意見も聞き、実状に応じた配置を行う。

9 小学校での再任用短時間勤務を実現するとともに、初任研指導教員以外でも再任用を実現すること。

回答⇒現状としては難しい。

10 再任用者の2年次以降の勤務校は、本人の希望がある場合は同一校に勤務できるようにすること。

回答⇒個々のケースで校長の意見を聞きながら配置する。

11 再任用の採用は、定数外の枠で任用できる条件をつくるよう国に働きかけること。回答⇒承ります。

一人ひとりの人事
に対する意向を細かく具体的に校長に話すことが重要です。
校長の対応等で何か問題があれば、市教組執行部までご連絡ください。